

農地等の利用の最適化推進施策等に関する
意見書

令和5年11月17日
京田辺市農業委員会

農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書

貴職におかれましては、本市の農業振興に積極的に取り組まれておられることに敬意を表します。また、当農業委員会の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、心から感謝を申し上げます。

当農業委員会は、「地域の農業は、地域で守る」「農家の所得の向上」を念頭に、農地の集積、新たな担い手の確保・育成、遊休農地の未然防止・解消を基本施策とする「農地等利用の最適化活動」に取り組んでいるところです。

さて、我が国の農業・農村地域を取り巻く情勢を見ますと、少子高齢化に伴う人口減少による国内市場の縮小、担い手の高齢化や後継者不足の深刻化、これらに伴う耕作放棄地の増大など、一層厳しさを増しています。さらには、新型コロナウイルス感染症は5類となったものの、米をはじめとする農作物の需要減少や価格低迷が依然続いており、そこにロシアのウクライナ侵攻やイスラエル等の中東紛争などが、世界の食糧や原油供給の混乱に拍車をかけて燃料費や肥料の高騰を招くなど、農業経営へのさらなる圧迫が起こっています。

こうした国内の農業環境が厳しさを増すなか、本市としては、都市近郊という立地条件を活かした生産性が高く、高収益の作物の生産による次世代に繋がる安定した農業経営を実現し、農業者の所得向上を図ることで、農業の魅力が高まり、農業者の新規参入や経営規模拡大を実現したいと考えます。そのためには、市が積極的に農業経営充実のための有効な種々の施策を実行しなければなりません。

私ども農業委員会は、地域の農業者と積極的に意見交換を行うことで、意欲ある農業者が将来に夢と希望を持って生活ができる施策の提言と、農地等の利用の最適化に向けて組織を挙げて邁進してまいります。

つきましては、本市農業の発展と農地等の利用の最適化の推進を効率的かつ効果的に実現するため、次の事項を本市農業政策に反映していただきたく、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により意見書を提出いたします。

令和5年11月17日

京田辺市長 上 村 崇 様

京田辺市農業委員会
会長 澤 田 康 夫

1 農地等の利用の最適化の推進について

(1) 担い手への農地の集積・集約化に関すること

農業経営の安定、規模拡大のためには、耕作に供される農地等の集積・集約化を図り、効率的に耕作ができるようにする必要がある。そのために、「改正農業経営基盤強化促進法」では、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」（地域農業の将来計画）を策定することと規定された。「地域計画」は、市が令和7年3月までに作成することが義務づけられ、農業委員会は地域農業者の意向を調査し、農地利用の将来像である「目標地図」の作成を行うものとされたところである。そこで市は、農業委員会と協力して「地域計画」策定し、その達成に向け、京都府農地中間管理機構を介しての農地の貸借等の促進を図り、担い手への集積・集約化がより一層図れるよう進められたい。

(2) 遊休農地・荒廃農地の発生防止・解消に関すること

本市においては、小規模農家が多数を占める状況のなか、小面積で未整備など条件が不利な農地は担い手への集積が困難で、耕作者の高齢化や後継者不在などが理由となり、遊休農地・荒廃農地に至る事例が多発している。農業委員会の毎年の調査では、令和4年度は約16haもの遊休農地・荒廃農地を把握しており、その内13.5ha、238件の除草指導を行ったところである。遊休農地・荒廃農地は、農業・農村の持続的な発展に悪影響を及ぼすことから、農業委員会では農地パトロールや意向調査などを定期的実施している。そこで、農業委員会が実施する農地パトロールに、市農政担当職員も同行するなど現状を認識いただき、その発生防止に向けて積極的に支援されたい。

併せて、農地の違法転用など農地法違反事例の対応に際しても、市も警察との連携を取られることで、農業委員会との全面的な協力体制のもと是正指導に尽力されたい。

また、本市農地の実態を鑑みたところ、高齢農業者の離農と、相続等に伴う不在地主の増加による遊休農地・荒廃農地が加速度的に増大することが大変危惧される状況であることから、農作業受委託の受け皿となる集落営農組織や農事組合法人等の創設を促すとともに、「耕作放棄地解消事業」の拡充を検討するなど、さらなる改善を図られたい。

地域における用排水路の浚渫や畦畔の草刈りなどの共同作業については参加者が年々減少し、担い手にとって大きな負担となっているだけでなく、農地の集積・集約化の支障、遊休農地の発生の原因にもなっている。そうしたなか、地域の共同活動等に対して交付される日本型直接支払の制度等をわか

りやすく情報提供し、地域の農業者が制度を十分活用できるよう、積極的なPRを図られたい。

(3) 新規就農者の参入に関すること

本市の農業の発展には新規就農者、若手の就農が欠かせないことから、農業後継者が育つ農業環境づくりを図り、魅力ある農業・明るい希望が持てる農業を目指せるよう、京都府農業改良普及センター、JA等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携して活力を生む支援策の強化を図られたい。

については、新規就農希望者がより安心できる研修体制や、その定着を図るため農業に対する知識や技術の習得、資金の調達、仲間づくり等に関わる施策の推進が必要であることから、その支援体制について関係機関と連携し引き続き取り組みを図られたい。

また、高齢化等により離農される農業者の農業経営基盤は重要な財産であり、その有効な活用に向けて第三者の継承へと引き継ぐ体制が必要である。新規参入者や農業に関心のある若者を呼び込む優良事例の紹介、また幅広い分野への広報活動など第三者等に継承する仕組みの構築をされたい。

2 農業振興対策について

(1) 担い手の確保・育成に関すること

農業の生産性を高め競争力を強化するには、農業用施設の整備・改修、担い手への農地の集積・集約化をさらに加速し、規模拡大や生産コスト削減、収益性の高い農業を目指していく必要があることから、次のことについて対応を図られたい。

認定農業者については、地域農業のリーダー的存在であるとともに地域の農業を支える中心経営体である。認定農業者が、継続的かつ安定的に農業経営を行っていくことができるよう、各種支援制度の継続を図るとともに、支援内容の説明やPRを積極的に行う等、支援制度の利用促進に努められたい。

特に、世界情勢の影響から、肥料や農業用ビニール、鉄骨、段ボール等の資材、燃油等が高騰し、生産コストが増加していることから、コスト軽減に向けた支援の拡充を行われたい。

さらに、認定農業者の意見・要望を、施策や予算確保に反映するよう努められたい。

(2) 女性農業者等の育成・確保について

本市農業の持続的発展のためには多様な人材の育成・確保が必要であり、中でも生活者や消費者の視点を持つ女性農業者の意見を取り入れることでイノベーション効果が期待されている。また、女性農業者は、農産物の6次産業化等の担い手としても大きく期待されており、女性農業者が地域農業の担い手として活躍できる場の創出、及び女性農業者の育成についての施策を展開されたい。

(3) 地域特産物の育成と地産地消に関すること

本市の規模や生産体制に見合った特産化による農業所得の向上に繋がる施策を展開すべく、各地域で地元に適した魅力ある農産物・付加価値の高いブランド力のある農作物を関係機関と協力して開発に努められたい。

令和6年4月から中学校給食もスタートされることから、学校給食法における「学校給食を活用して食に関する指導を行う際には、地域の産物を活用するなどの創意工夫を通じて、地域の食文化や産業、自然の恩恵に対する理解を深める」観点から地産地消を積極的に進め、学校給食の献立にある「まるごときょうとの日」にかかわらず、できる限りの地元農産物の利用を促されたい。

また、地場農産物を市内飲食店においても積極的に利用してもらえるよう働きかけ、地産地消の推進と地場農産物への認知度向上を図られたい。

併せて、販路拡大や加工・販売する6次産業化に取り組む農業者を支援されるとともに、地場農産物の購入場所を拡大させるために農産物直売所の設置などに対する支援策を実施されたい。

加えて、「ふるさと納税」の返礼品として農作物・農産加工品をさらに増やし、全国にPRできるよう提供者の掘り起こしに努められたい。

(4) 農業生産基盤の整備に関すること

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、未整備の農用地区域については、効率的な基盤整備を積極的に進められたい。

また、農地の相続者が営農の未経験者であったり、地元以外の農地所有者が増加したりして、基盤整備事業の実施に当たり、事業自体への理解が得られにくいことや自己負担額が高いことなどから協力をしていただきにくい状況にある。農地の大区画化や道路・用排水路等の整備に向け、農地所有者の費用負担がない農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した基盤整備事業の実施に向け、農地所有者へのPR並びに京都府へ働きかけられたい。

(5) 農業振興地域整備計画の総合的な見直しに関すること

農業生産向上のため、地域で守るべき農地と山林化（非農地化）した農地を明確化して、農業振興地域整備計画の総合的な見直しを早急に進められたい。

なお、同計画の見直しにあたっては、守るべき農地とそれ以外の農地の線引きを、集落や関係機関と充分調整されたい。

また、「地域計画」を策定するに当たり、「農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方」を定めなければならない事項となっている。そうした中、農業振興地域整備計画に位置付けられている農用地区域内の農地いわゆる青地農地に、狭小農地など効率的な耕作が困難な農地が散見されており、現況を調査の上、必要な見直しに早急に取り組まれたい。

(6) 有害鳥獣対策の強化に関すること

イノシシ等の有害鳥獣が与える農作物・農地への被害は農業者の営農意欲を減退させる大きな要因であり、その対策の成果が耕作放棄地発生を抑止に大きな力となる。したがって、電柵設置による農地への侵入防止や、箱ワナによる捕獲などをより進める上では、京都府や猟友会、地域の農業者と連携し、必要な支援の強化を図られたい。

(7) 自然災害対策に関すること

台風等の自然災害による農産物や農地、農業施設等の被害に対しては、国や京都府等の関係機関と連携を図り、すみやかに被害状況を把握し、必要な支援を図られたい。

また、自然災害による農作物の被害に対し、農業共済制度による支援と合わせて市独自の新たな補償制度を設けるなど、特段の措置を講じていただきたい。

(8) 小規模農業者等への支援施策に関すること

先にも記載したように、本市は都市近郊でかつ中山間地も抱える小面積の農地が多く、国の示すような一律の農地集積は非常に困難であると考えます。さらに、本市農業者の大多数は小規模農業者でありながら、本市の農地を守る重要な役割を果たされていることから、小規模農業者への支援は本市農業振興の大きなキーポイントとなっております。京都府農業会議から、「現地推進役」として本市地域担当者が配置され、各集落の支援を直接行っていただいているところではありますが、一人の配置では対応に限界があるところで

す。そこで、本市農政担当課に集落単位の地域支援員等の配置を行うなど、農政担当課の体制強化を図り、個々の小規模農業者の農業経営を安定させるのに必要な支援を検討されたい。

(9) 各区農家組合並びに JA 京都やましろへの支援について

各区の農家組合等は、農業者の高齢化や離農等による各集落人口減に伴い農家組合構成員も減少し、組織自体の存続や機能低下が危ぶまれている。集落の農家組合は、地域の農業推進の中心的な役割を担い地域の農業になくてはならない組織であることから、農家組合等の存続と活性化に向けた支援策を検討されたい。

なお、先の項目でも記載したように、地域の農業者の共同活動等に対して交付される日本型直接支払の制度等をわかりやすく情報提供し、小規模農業者でも制度を十分活用できるよう、積極的なPRを図られたい。

また、「JA 京都やましろ（京都やましろ農業協同組合）」は、2023 年度に「第3次やましろ農業チャレンジプラン」を策定され、10年後においても次世代に山城地域の農業が引き継がれるよう、持続可能な農業の実現のため、具体的な実践を進めておられます。今後の地域農業振興を図るためには、行政としても「JA 京都やましろ」との連携を強化し、官民一体となった地域農業振興に取り組むことが重要と考えているので、「JA 京都やましろ」との連携をさらに推進されたい。

3 農業委員会の活動に対する支援について

(1) 農業委員会の機能強化に関すること

農業委員会は、農業者の利益代表機関として、地域農業者の声を集約して、農地等利用最適化推進施策の改善についての必要な施策について、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項の規定により、市に意見や施策の提言を行わなければならないと規定されている。また、市が農業施策を実施するにあたり、同条第2項には提出された意見を考慮しなければならないと規定されていることを留意されたい。

農業委員会のさらなる機能強化を図るため、市は地元区や農家組合メンバーと常に連携を密にして、農業委員等を、地域から信望の厚い地域のリーダー格の方を推薦していただけるようにするとともに、女性農業者や若手農業者を積極的に推薦してもらえるよう促されたい。

また、農業委員会には、従来 of 農地法に関する業務に加え、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部が改正（令和5年4月施行）され、市に

よる「地域計画」の策定に際し、今後の農地活用の未来図である「目標地図」の作成が新たな業務として課せられたところである。安定的な農業経営、農業施策の実現に向けた農業委員・農地利用最適化推進委員の現場活動が、さらに多様化・複雑化されたことにより、委員の活動をサポートする農業委員会事務局の果たすべき役割と業務量もさらに大きくなっている。そうしたなか、国としても農業委員会事務局の体制強化も打ち出しているところです。加えて、今日の本市においては、他市にたく都市開発が活発であり、農地の権利移動や転用など農地法に関する協議や許可等の事務に忙殺されている現状があります。このような現状を踏まえ、事務局体制の強化、人員体制の充実の必要性を十分認識され、正規職員による適正配置を図られたい。

(2) 農業委員会と市との連携強化に関すること

農業委員会が主催していた「地区連絡会議」は、集落ごとに設置され、農地集積・集約、遊休農地解消の目標設定、新規就農者の受入れ、地域営農情報の共有など、農地の最適化推進活動の実質化に向けた話し合いをしています。この「地区連絡会議」を、農業委員会の委員、市の農政担当者、地域農業者、京都府やJA等の関係機関が集まった市主催の公式の協議機関として位置付け（プラットフォーム化）されるよう、特段の対応を取られたい。

さらには、「地区連絡会議」が、農地の最適化活動や地域計画づくりに留まらず、旧村単位の地域における農業・農村の振興を具体化するための拠点（ベースキャンプ）となり、地域リーダーの育成・世代交代や、新たな担い手の発掘や他所からの農業者の呼び込みなど、地域の課題解決に向けて話し合う場となるよう、市主導での継続的な開催を図られたい。

また、「地区連絡会議」等で話し合われた内容や提供された農業情報を、広く市民にも知ってもらうために、定期的に「広報ほっと京たなべ」に掲載するようにされたい。

以上